

全国初・青年が原告に

自衛隊名簿提供違憲訴訟（RYU 裁判）

自衛隊の求めに応じて、各地の自治体が 18 歳・22 歳の青年の個人情報（氏名・住所・性別・生年月日）を、本人の同意なしに提供しています。自衛隊は入手した情報を使い、自衛官募集のダイレクトメールの送付や戸別訪問を行っています。名簿提供に応じる自治体は全国で 65 % を超えました。その他の自治体のほとんどは名簿の閲覧を許可しています。個人情報保護は憲法 13 条に基づく基本的人権です。自己情報コントロール権と呼ばれ最高裁判決でも認められています。

2024 年 3 月 29 日、自衛隊名簿提供違憲訴訟を奈良地裁に提訴しました。原告は奈良市在住の 18 歳高校生（当時）です。当事者である本人が原告となって、国と自治体を訴える全国で初めての裁判です。全国各地の 13 人の弁護士により強力な弁護団が結成されました。青年本人が原告となることで、裁判所は「訴えの利益がない」などの理由で門前払いにすることはできません。

原告・RYU の提訴にあったコメント。「自衛隊からの勧誘はがきが届いたときは、自衛隊に行く気もありませんでしたし、特に何も思いませんでした。しかし、その後よく考えてみると、自分の個人情報が自衛隊に本人の承諾もなしに渡っていることがすごくおかしいと思いました。全国で自分と同じような年齢の、若者の個人情報が自衛隊に提供されているのはおかしいと感じています。自分が原告になることで、若者の個人情報提供を止めるようにするために少しでもお役に立てるのなら、という気持ちで原告になることを決意しました。」

この間 4 回口頭弁論が行われました。国・奈良市は全面的に争う姿勢で、自衛隊法 97 条と同施行令 120 条が最大の争点です。自治体が管理する個人情報を目的外に外部組織に提供する行為は、個人情報保護法で原則禁じられています。例外的に本人の同意なしに外部に提供する行為は、憲法で保障されている基本的人権の制約になります。この行為を行うには、法令に明確に定められていること、合わせて高い公益目的が必要です。

自衛隊法 97 条は「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と定めるのみで、募集事務の具体的内容を定めていません。同施行令 120 条は、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定めていますが、同条に基づく資料の提出とは、自衛隊員の募集事務の処理の状況について防衛大臣が調査・確認をするために行うものであると解すべきです。同条に基づいて、募集対象者の個人情報 4 情報を網羅的に収集することは許されません。また、自衛隊法 97 条は個人情報の取得に関して一切触れていません。その下位

規範である施行令 120 条により広範な個人情報の取得が認められるという解釈は法の授權の限界を超えるものです。自衛隊の募集事務は、高度な公益性を有するものとはいえず、人権の制約根拠となり得ません。

これに対し国・奈良市は、自衛隊法 9 7 条が個人情報保護法の例外規定である「法令に基づく場合」に該当するので違法ではない。施行令 120 条「資料の提供」に個人 4 情報も当然含まれるという主張を行っています。

個人情報保護法の「法令に基づく場合」の法令とはどんなものをさすのでしょうか。その解説本によると、刑事訴訟法第 1 9 7 条、国税犯則取締法第 1 条、出入国管理及び難民認定法第 2 8 条、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 2 9 条などが例示されています。犯罪や脱税、不法入国やテロ組織の捜査などがその対象となっています。これらの法令と自衛隊法 9 7 条を同列に論ずる国の主張は、自衛官等の募集対象者である青年を犯罪・脱税・テロの容疑者と同列に扱うもので、青年の人権を著しく侵害するものです。

石破政権のもとで、敵基地攻撃能力の保有、軍事費 2 倍化が進んでいます。もはや自衛隊の憲法違反は明白です。自衛官には賭命義務が課せられます。自らの命を賭けて相手をせん滅する武力行使への服従義務があります。そして高校生への職業紹介には、さまざまな教育的配慮義務が課されていますが、自衛官の募集行為がなんの配慮もないまま行われています。この問題は自衛官募集がすすまないという「戦争する国づくり」の弱さの表れです。青年の人権を守るたたかいであり、若者を戦場に送らないたたかいです。原告勝利判決を求める署名を開始しました。ホームページを開設しています。ぜひご覧ください。

奈良県平和委員会理事長・裁判を支援する会事務局長 河戸憲次郎